

## 令和8年度 佐伯市環境美化大賞（功労者顕彰）実施要領

### 1 目的

佐伯市環境美化条例第9条に基づき、地域における環境美化活動に関し、特に著しい功績のあった個人及び団体等の功績を顕彰することにより、佐伯市民の環境美化に対する意識を啓発するとともに、環境保全に対する意識の醸成を図ることを目的とする。

### 2 顕彰者

佐伯市長

### 3 顕彰の対象

次の各号に該当し、特に顕著な実績のあったもの

- (1) 概ね5年以上にわたり清掃等の環境美化活動に努め、その実績が特に顕著なもの
- (2) 環境保全に関する学術研究又は普及啓発等に取り組んだもの

### 4 顕彰の方法

被顕彰者へ表彰状及び記念品を贈呈して行う。

### 5 被顕彰者の選考

被顕彰者は、市民や市役所本庁及び各振興局等からの推薦があったものにつき、選考のうえ決定する。

### 6 推薦方法

顕彰対象者について功績調書(所定の様式)を作成して提出(郵送可)

### 7 推薦受付期間

令和8年5月30日(土)～令和8年9月11日(金)  
(ごみゼロの日)

### 8 功績調書提出先

- ・佐伯市役所 環境対策課  
〒876-8585 佐伯市中村南町1番1号  
電話：22-3995、FAX：22-3477  
メール：kankyo.kikaku@city.saiki.lg.jp
- ・各振興局

### 9 表彰

数名程度表彰(市長表彰・副賞あり)

### 10 表彰の形式

被顕彰者へ表彰状に記念品を添えて贈呈する。

## 令和8年度 佐伯市環境美化大賞（功労者顕彰） 選考基準

### 1 選考方針

顕彰の対象となる活動（以下「対象活動」という。）は、佐伯市環境美化大賞（功労者顕彰）実施要領「3 顕彰の対象」に掲げるものであって、対象活動が他の模範となり推奨できるものとする。

なお、同要領3の（1）に定める「清掃等の環境美化活動」とは、次に掲げるものとする。

- （1）河川、道路、公園等の清掃活動
- （2）空き缶、吸い殻、犬のふんなどの回収活動
- （3）上記の（1）又は（2）に準ずる地域環境美化に関する活動

### 2 選考基準

- （1）対象活動を行った期間及び活動回数等が次に掲げるもの以上であること。
  - ア 個人である場合は、活動期間が概ね5年以上であり、活動回数が概ね月4回以上であること。
  - イ 団体である場合は、活動期間が概ね5年以上であり、活動回数が概ね年6回以上であること。
  - ウ 団体が地区等である場合は、活動期間が概ね10年以上であり、活動回数が概ね年3回以上で、基本的に地区民が総参加で行う活動であること。
- （2）自主的に清掃等の環境美化活動を行っており、他の模範となる活動を実施していること。
- （3）河川愛護デーや、さいきクリーンアップ大作戦に係る美化活動は、基本的に活動回数に含めないこと。
- （4）その他市長が認める活動を実施していること。